

アイリス・マリオン・ヤングによるコミュニケーション的民主主義の構想の再検討

—意識高揚と自助グループにおける対話実践の視座を通じて

山岸大樹

I. はじめに

本稿は、アイリス・マリオン・ヤングによるコミュニケーション的民主主義 communicative democracy の構想を取り上げ、その射程についてフェミニズムに関係する対話実践を踏まえて検討することにより、彼女の構想がどのような背景を有しつつ何を意図して論じられたのかということをも明らかにする。政治学者、とりわけ政治哲学および政治理論の研究者としてのヤングは、『正義と差異の政治』『包摂と民主主義』『正義への責任』といった著書で知られるように、代表制論、民主主義論、グローバル正義論といった幅広い文脈において、没後15年以上経過した現在でも広く参照され、大きな影響力を有している。これらの議論においては、彼女自身が批判理論から方法的にも理念的にも影響を受けていると認めている [Young (1990), 5-7 = ヤング (2020), 4-9; Young (2000), 10-11] ように、1960年代以降のいわゆる「新しい社会運動」が提起されてきた背景に存する、ジェンダー、セクシュアリティ、人種、民族、障害、国籍といった集団にかかわる現実の不正義の状況と、そうした状況への対抗的な政治のあり方について数多く言及されているのが特徴である。『正義と差異の政治』が、「フェミニズムや黒人解放運動、アメリカ・インディアン運動、ゲイやレズビアン運動の解放運動など、左派の政治と関わる、集団を基盤とする新しい社会運動の訴えは、政治哲学にどのような示唆を与えるのだろうか」という一文から始まることから、政治学における彼女の探求におけるもっとも基礎的な関心のありかを窺い知ることができる [Young (1990), 3 = ヤング (2020), 1]。本稿は特に、ヤング自身がフェミニズム運動の歴史からも影響を受けていることに着目したうえで、彼女が1990年代に『交差する声』『包摂と民主主義』において練り上げたコミュニケーション

的民主主義に関する構想が、不正義の縮減に向けた政治のあり方に対してどのようにかかわっているかという点を検討する。

以下で確認するとおり、この構想でヤングが取り上げる民主的なコミュニケーションの形態は、議会のような公的なフォーラムというより、公私の領域の境界上にあるようなミーティングの場においてみられるものを含みうる。そうした場において実践されてきたコミュニケーションにおいては、ヤングの理論が不正義の実現に向けて期待していた機能が実際に果たされてきたとみることができる。したがって、ヤングの構想を本稿がとるような視座からとらえ直すことによって、こうした公的領域と私的領域のあいだで形成される場における民主的な意義を明らかにすることになるのみならず、民主主義に関する他の構想がある種の不正義に対して十分な応答をなしえなかったことを指摘することが可能となる。

本稿の構成は以下の通りである。まず、コミュニケーション的民主主義の構想を確認し、それが民主主義理論研究においてどのように解釈され位置づけられてきたかを整理する。次に、彼女が提唱するコミュニケーションの形態を含んでいると考えられる二つの集団的な対話実践、すなわち意識高揚 *consciousness raising* と自助グループの実践を取り上げ、それらの民主的および政治的な機能を検討する。最後に、再び民主主義理論研究におけるヤングの構想の位置づけに立ち戻り、そこで見落とされていた点を指摘する。

II. コミュニケーション的民主主義の提唱と評価

1. アイリス・マリオン・ヤングによるコミュニケーション的民主主義の提唱

現代政治理論における熟議民主主義 *deliberative democracy* の探求¹は、市民の選好を投票等によって数え上げ、その結果に基づいて意思決定をなすべきとする集計民主主義 *aggregative democracy* の考え方にしばしば対比される形で発展してきた。正義の実現を民主主義の目標であると捉えるヤングは、『交差する声』所収の論考「コミュニケーションと他者」において、必ずしも集計結果が合理的であることを要求しない点と、公的な相互行為の契機を含めずに済む点から、集計民主主義を退けている [Young (1997), 61]。後年に出版された『包摂と民主主義』でも、この二点に加えて、選好が所与のものとして扱われその背景を追求せずに済ませる点と、規範的な価値づけや正統化の手続きを否定する点を挙げ、やはり正義の実現という目的に資しないという理由から、集計民主主義を再度退けている [Young (2000), 19-21]。

ヤングが自身の民主主義理論における基礎として採用するのは、他方の熟議民主主義の構想である。彼女によれば、熟議民主主義は包摂 *inclusion*、政治的平等

political equality、合理性 reasonableness、公開性 publicity という四つの理念のもとで行われる議論ないし対話という手続きに規範性を見出し、そうした手続きによってなされた意思決定に正統性を付与する [Ibid., 21-25]²。熟議を通じた相互行為から導き出された集合的決定には、さまざまな状況や立場におかれた人びとの知、経験、意見などが含まれているため、より正義にかなった形で問題を解決できる。また、他者の経験を含む声を聴き取ろうと努力することによって、これまでである立場の人びとが置かれてきた等閑視や、被ってきた偏見や誤解といった社会的不正義そのものを、熟議の場において参加者らが反省することにもつながる。このような理解において、ヤングは熟議民主主義を「包摂とより大きな正義を促進する政治に関心を寄せる観点から、民主主義について考えるための最適な方法」とみなし、その理念的立場を評価する [Ibid., 26]。

だが一方で、ヤングによれば、既存の熟議民主主義の構想には見落とされている点がいくつかあり、それによって包摂という規範的理念に適合することができていない。このような構想に基づく熟議の実践は、その参加者であるべき人びとのうち特定の状況や立場におかれている人びとの排除を避けられない。それゆえ、討議による意思決定の正統性が保たれないことに加え、そうした人びとがかねてから被っている社会的不正義を、そのままの状態にしてしまうのである。

「コミュニケーションと他者」において、ヤングは既存の熟議民主主義の構想における「論証 argument」と、「統合 unity」の想定を批判する [Young (1997), 62]。前者に関しては、討議による意思決定から権威や経済状況といった格差から生じる障壁を排するために設定される、討議の理想的な条件の中に問題が含まれている。こうした条件を含む熟議民主主義の構想は、討議におけるコミュニケーションの形態を統一し、論証の交換だけが正当化の力を有するような場を設定することで、参加者のあいだの平等を実現しようとする。だがヤングによれば、このような想定によって、論証の場においても秩序だった発話の構成や脱情念化といった規範が、ある立場の人びとにとって特権的に機能することを覆い隠してしまう。こうした規範は、女性はヒステリックであるといったステレオタイプや、移民は義務を果たさないのに自分の権利ばかりを要求するといった偏見と結びつき、そのような人びとの発話を抑制する方向に働きうる [Young (1997), 63-65]。また、後者に関しては、公共的な討議という集合的な場への参加によって、個人間に存在する差異がどのように扱われるかということが問題となる。合意形成による差異の縮減や、何らかの共通善の確認といった前提ないし目的が既存の熟議民主主義の構想に含まれている場合、それらは差異化された視座を抹消ないし忘却するものとして機能してしまうのである [Young (1997), 66]³。

続く『包摂と民主主義』で、ヤングは既存の熟議民主主義の構想におけるこう

した難点を「内在的排除 internal exclusion」と呼んでいる [Young (2000), 55-56]。討議の場への参加資格自体の剥奪に関わる排除が外在的排除 external exclusion と呼ばれるのに対して [Ibid., 53-55]、内在的排除の概念は、たとえ制度的に対話に参加する資格が得られているとしても、行為としての討議、すなわちコミュニケーションにおいて生じるものである。関係するすべての人びとが政治的平等の理念に基づいて参加する資格を有していたとしても、前段で触れた論証や統合の想定によって、その場で自身の意見やニーズを表明することができない参加者がいた場合、当の討議でなされた決定は正統ではありえない。つまり、論証が討議において認められる唯一のコミュニケーション形態とされる限り、この排除は是正しえないのである [Young (2011), 678; Dieleman (2015), 800]。

熟議民主主義の理念に含まれる正義との結びつきを維持したまま、十全な包摂を実現しうる民主主義を構想するために、ヤングは熟議民主主義の発展形として、コミュニケーション的民主主義という考え方を提唱する。彼女は、討議の場で生じる内在的排除を考慮に入れ、かつそのコミュニケーション自体が正義になかったものであるよう要求するために、論証に加えて挨拶 greeting、レトリック rhetoric、物語 storytelling/narrative を討議におけるコミュニケーション形態として加えている。

挨拶は、対話の場における他の参加者らを、自分とは異なる身体において異なる経験を重ねてきた相手として認めるための、対話に先だった行為である [Young (2000), 58]。挨拶を発した者は、他者の発話を聴く用意があり、対話における応答責任を引き受けていることを示している。ヤングは挨拶に、表情、握手、ハグといった身体的な表現が含まれることにも注意を促している [Young (1997), 70]。身体的な表現の交換は、自らの経験が他者のそれと差異化されていることに気づくための重要な契機である⁴。身体化された経験、あるいは経験によって構築された現前の身体に対する尊重は、既存の熟議民主主義の構想において重視されてこなかったが、それらこそが挨拶という概念によってヤングが討議の場に導入しようとしたものなのである。

レトリックは、討議がつねに話し手と聴き手の立場や経験などに状況づけられつつ行われていることを明らかにする [Young (1997), 71]。レトリックの要素として挙げられるのは、話者の感情的なトーン、単語や比喩などの使用法、視角的な技術やデモといった表現形態、などである [Young (2000), 65]。それらは感情や切実さなどを伝える力を増幅させるだけでなく、歴史や構造によって集団化された不正義の経験を、その集団において形成された文化的な方法で伝えることにもかかわっている。したがって、レトリックは聴衆の注目を集めるために用

いられるだけでなく、その表現自体から自身の構造的立場や歴史的背景といった状況そのものを他者へ伝達するという機能をも有している⁵。

物語は、個々の参加者が他者に対して自身の意見をより理解させたり、あるいは前もって形成されていた誤った理解をただしたりするために用いられる。この形態においては、時には共感や怒りとともに感情的な側面から他者の経験にアプローチすることもある [Young (1997), 72]。物語を聴くことは、聴き手が自身の立場や歴史、個人的なアイデンティティなどをとらえ返し、判断を再編して視座や意見を変容させる契機にもなりうる [Young (2000), 76] ことに加え、政治的に無力化されがちな人びとが自身の言葉を発することを容易にすることにもつながる [Ibid., 72]。たとえば、性暴力被害を受けた女性たちが自身の経験を共有するフラワーデモ⁶では、個々の異なる物語が重なりあうことによって、既存の不正義が社会問題としてあらゆる人びとに可視化されたのであった。物語を討議の場から排除することは、論証ではなく物語としての表現によってしか討議実践に参加することができなかつた人びとから、正義の要求に向けた機会を奪うことに繋がるであろう。したがって、コミュニケーション的民主主義の構想においては、討議の参加者には物語の政治的機能を否定しないことが求められるのである。

2. コミュニケーション的民主主義に対する批判的評価

以上のような構想に対して、熟議民主主義の研究者の一人であるジョン・ドライゼクから、批判的な応答がなされている。彼は、ヤングによるコミュニケーションの形態に関する議論を自身の「討議民主主義 discursive democracy」の構想と対照させる形で検討する中で、論証、挨拶、レトリック、物語をそれぞれ「強制」と「一般性」の観点から分析し、それらの形態が討議の場における実践としてのどの程度ふさわしいかを評価することを通じて、ヤングの提起を部分的に受け入れつつも、自身の構想を擁護する。

ドライゼクによれば、挨拶、レトリック、物語は、それぞれ強制の契機を含んでいる。たとえば挨拶においては、相手に自らの力を承認させ権力関係を固定化させるという目的で、さも双方が主体的に行為したかのように見せかける形で握手を交わすような場合がある⁷。またレトリックについては、特定の民族に関する憎悪や脅威を煽るような語彙が用いられる場合がある。さらに物語に関しては、その共有が進むにつれて「正しい」理解と「正しくない」理解が生まれ、「正しくない」理解を持ったたり表明したりする自由が奪われることがありうる [Dryzek (2000), 67-71]。

同様に、挨拶、レトリック、物語は、一般性の基準も満たしていない。挨拶に

においては、他者を締め出す目的で公開性を担保せずに一部の者同士で行われる場合もある。このとき、挨拶は承認ではなく排除を示すものとなりうる。レトリックについては、ヤング自身が定義したようにつねに状況と関係づけられた表現であり、時として他者に対する敵対的な感情を強化するために、集団内へ向けて生産されるような場合もありうる。物語に関しても、自身のアイデンティティに基礎づけられた意見や視座を開示する語りの表明まで認めてしまえば、それらと他者の語りが衝突してしまい、調停不可能な事態に陥ってしまう。このようにドライゼクの考えでは、ヤングの構想を受け入れたとしても、これまで以上に包摂が実現するようになるとは限らないのである [Ibid.]。

ドライゼクは、これら三つのコミュニケーションの形態を排除すべきとは主張しておらず、論証と共存させればよいと述べている [Ibid., 71-72]。実際の対話実践において、人びとはこうしたコミュニケーションを常に区別して用いているわけではなく、いずれかが混じったからといって発言の妥当性が失われるわけでもない。ただし、これら三つの形態が討議において必ずしも求められないこととは対照的に、論証はつねに討議の中心に位置づけられるべきとされる。なぜなら、挨拶、レトリック、物語、そして論証自体に対して、討議の中でその欠陥や誤りを指摘する能力を有するのは、論証ただ一つだからである [Ibid,71]。

また、論証は強制と一般性という二つの基準について、他の三つの形態よりはよく満たすことができるとされる。強制については、論証が平等なコミュニケーション的能力、すなわち「様々な主張を提起し、あるいはそれらに対抗する能力」を有する人びとによる討議である限り、避けることができる。ヤングら差異の民主主義の立場が指摘するような、中立性を装った特権的な文化や規範が仮に論証の中で機能しているとすれば、その時はまさにこの平等な能力が担保されていないとみなし、理にかなった批判を提起することができる。論証の過程で一般性を担保し損ねた発言がなされる場合もあるが、平等な能力という想定のもとで、討議の参加者はそうした発言に対抗したり誤りを指摘したりすることが可能である。このように、論証を通じた強制と一般性の要求は、論証のみならず挨拶、レトリック、物語の使用者に対しても行えるがゆえに、ドライゼクによる民主主義の構想において、論証は基礎的な位置づけと役割を与えられている [Ibid, 70-73]。

一方、ポール・ヒーリーは、論証の概念を批判的に再構成することによって、コミュニケーションの民主主義の構想よりも優れた熟議民主主義の構想が提唱できると主張する。彼によれば、ヤングの構想は、より不正義を縮減した社会の実現にとって不十分なものに留まっている。先に触れたとおり、ヤングは討議に先立って存在する権力関係の考慮が既存の熟議民主主義の構想においてなされてい

ないことを指摘した。彼女は別の箇所で、こうした状況で結ばれる認識的および構造的な関係性を「非対称的な相互性 asymmetrical reciprocity」と呼んでいる [Young (1997), Chapter2]。コミュニケーション的民主主義は、こうした非対称的な相互性を前提として、前もって参加者が差異化された空間で展開されるものとして考えられている。

だが、討議の参加者間における相互の学習と変容によってこそ、不正義を含む社会の変革が可能と考えるヒーリーは、こうした想定を強調するヤングの戦略を「単なる差異の寛容」に陥るものとして批判し、その代わりに「他者への尊敬に満ちた理解」を理念とする「対話的相互性 dialogical reciprocity」を、討議の場において想定すべき参加者間の関係性に据えるよう主張する [Healy (2011), 301]。この相互性を組み込んだ彼の構想は、統合を前提に据えることや合意形成を目的化することといったヤングによる既存の熟議民主主義の構想への批判と立場を共有しつつ、他方でヤングによる非対称性の強調を、相互理解に向けた対話の契機を失わせるものであると捉え、対称的な symmetrical 次元を改めて重視する [Ibid., 301, 308]。このような構想を取り入れた対話の参加者は、自らと異なる意見の表明について、それが「単に自身の観点の優越性を差し挟む」ものでない限り、その話者が自身と対等であることを認め、意見を学び自分の立場に反映させる準備をつねにしておくよう求められる [Ibid., 302, 308]。

ヒーリーによる民主主義の構想においても、ドライゼクと同様に論証が対話におけるコミュニケーションの形態の中心に据えられる。彼は特に物語に関して、それが「状況化された知」の拡大に寄与することを認めつつも、そうした語りの機会がすべての人びとに同様に開かれるべきであるという規範が彼女の議論に含まれていないと解釈する [Ibid., 307]。そして彼は、他者への批判や説得を目的とした論証を重視しつつも、既存の熟議民主主義の構想が暗に想定した規範が含まれる「標準モデル」の形式ではなく、より差異に応答的で、変容に向けた学習につながる対話を中心とすべきだと主張する [Ibid, 308]。このような、非対称性と対称性の両次元をとともに組み入れた対話的な相互性を基礎とする討議によって、あらゆる参加者の包摂と全員の視座の相互変容、ひいては状況の変革を実現する。これがヒーリーの提起する、ヤングの民主主義の構想を超えた「変革的な対話 transformative dialogue [Ibid, 309]」である。

ここまで、ヤングのコミュニケーション的民主主義の構想と、それに対する批判的な議論について概観してきた。以下では意識高揚と自助グループという二つの対話実践を取り上げて、その歴史や方法について、事例を交えつつ確認する。これらの実践をあえて取り上げるのは、両者がフェミニズムの歴史的な活動と直

接的にあるいは間接的に結びついているからである。この検討を手元に置くことで、ヤングのコミュニケーション的民主主義の構想におけるフェミニズム的背景自体のみならず、そうした背景を理解することなしに彼女の構想を評価することが何を見落とすことになるのかということが、より理解できるようになる。

Ⅲ. コミュニケーション的民主主義の実践的形態

1. 小グループによる意識高揚 *consciousness raising* の実践

本稿で取り上げる意識高揚とは、主にフェミニストによって実践されてきた小グループでの話し合いないし討議のことである。いわゆるラディカル・フェミニズムと呼ばれる潮流に関連して、1960年代にニューヨークで活動した女性たちによる実践がその先駆けとされるが、同時代のアメリカにおいては地域や運動体にかかわらず、さまざまな場所および形態で行われており、いわゆる「草の根」の実践であったといえる〔河野（2018）、81〕。対話においては、参加者の生活に影響する問題をテーマとすることがほとんどであったが、方針やルールは場によって異なり、問題の認識やその解決策への賛否をめぐる議論が交わされるような場合もあれば〔Hanisch, (2006); hooks (2000a) = フックス (2020)〕、後述の自助グループ実践と同様に他者の発言に対する評価を避け、「言いつばなし・聞きつばなし」で進行する場合もあった〔河野（2018）、荒木（2019）〕。だがいずれにせよ、その場にいる誰もが安心して発言するためのルールに同意することと、それぞれの参加者が「話す」主体であるのみならず「聴く」主体でもあることを了解していたことは、対話の場において概ね共通して保たれていた。

この頃、アメリカ南部の運動組織で活動していたキャロル・ハニッシュは、意識高揚を単なるセラピーとして捉えその政治性を疑問視する他のメンバーによる問いに応答し、意識高揚が対話を通じて属性に関する自己否定を除去することと、その解決策を自身の個人的な状況ではなく社会的な状況の変革に求めることという二つの点から、そのセラピーは単に個人的なものではなく政治的な性質を帯びていると主張した。この1969年に書かれた文章のタイトルこそ、現在においてもフェミニズムの立場を表すスローガンとして、すなわちレトリックとして広く知られる「個人的なことは政治的である *The personal is political*」であった〔Hanisch (2006)〕。同時期のフェミニズム運動にとって、意識高揚は個々の経験を政治化する回路としてきわめて重要な役割を果たしていたのである。

ヤングもまた、問題の個人的な解決を目的とするセラピーとしての対話とは異なる意義を有する実践として、意識高揚を捉えていた。薬物への依存を抱える妊娠した女性に対する政策的な処遇を規範的に考察した論考である「処罰、治療、

エンパワメント」において、彼女は「個人的」なエンパワメントと「集合的」なそれとを対比したうえで、後者の実践こそが個人の問題を根本から解決するために望ましいと主張する。集合的なエンパワメントの一形態である意識高揚は、抱える問題の原因を自らの内面に求めようとする心理的傾向を和らげ、環境や社会の側に存在している要因へ目を向ける契機となりうる。ここでいうエンパワメントとは、制度や社会構造によって無力化されている人びとが、自身が影響を被っている無力化の社会的な起源を理解し、その変革に向けた集団的な行動の可能性を認識することであるとされる [Young, (1997), 91]。意識高揚は単なる個人的な問題の解決に向けたアプローチであるのみならず、問題と主体をつなぐ解釈の枠組みを変容させ、主体の行動を変化させる機能をも有するのである。

加えて、意識高揚にはもう一つ重要な要素がある。それは、社会的なものとして解釈し直された問題に名を与えて、一般に広く認知させるという機能である。ヤングは、著書で繰り返し、意識高揚による経験の共有がセクシュアル・ハラスメントを概念化したことに注意を促している [Young (1990a), 154 = ヤング (2020), 215-216; Young (2000), 73]。現在でこそ「セクハラ」は一般に認知されている概念だが、それを知として顕在化させたのは、個人の経験を自身の方法で表現する物語が語られ聴きとられる場の創出と、この種の問題が単なる個人的なものではないとする認識の広がりであった。こうした社会の変容について、彼女たちによる問題の訴えが単に合理的であり、一般性の要件を満たしていたから可能であったのだとする見方⁸は、以前は広く聞き届けられずにいた訴えが、いかにして社会的なものとして認められるようになったのか、あるいはそうした訴えを提起した人びとがいかなるプロセスを経て声を上げるようになったのかといった点を、見落としているように思われる⁹。

何より、意識高揚は、民主主義を通じて正義の実現を促進するというヤングの立場において、その根幹に据えられていた実践である。60年代に全米女性機構 (NOW) での活動を通じて意識高揚に参加した河野貴代美が自身の経験を交えて述べるように、フェミニズムにおける意識高揚は、それまで「誰かが自分に興味を持っているとは思っていなかった」ような女性たちが、『女らしさ』の自己否定的呪縛から解放たれて、『私が私であっていい』という強力なメッセージを共有」する場であった [河野 (2018), 82]。ここで、ヤングが『正義と差異の政治』においてエンパワメントを「正義」という語で表し、そうした正義の定義を「社会生活にかかわる自分の感情・経験・視座について、他者がそれを聴くことができる状況の中で表現することができるような制度化された状態」としたことを思い起こすことは重要であろう [Young (1990a), 90 = ヤング (2020), 128]。対話を通じた経験の共有による集合的なエンパワメントによって、ほかならぬ「私」

たちが声を挙げたのだという感覚を得ることこそが、不正義の除去にとってもっとも本質的な場合がありうるのである¹⁰。

ただし、意識高揚の実践が常に包摂的であるという保証はない。先に挙げたハニッシュが属したグループであるニューヨーク・ラディカル・ウィメンは、その成立背景から異性愛や結婚を「自然なもの」と位置づけていた〔栗原 (2010), 77〕が、こうした価値観のもとで実践される意識高揚は、たとえ参加資格が開かれたものであったとしても、規範的なセクシュアリティのあり方に沿わない視座や経験の表出を妨げ、内在的排除につながるかもしれない。他方で、先に挙げた河野が参加したNOWにおいては、1971年までレズビアンを組織から実質的に排除していた〔Ibid., 84-85〕が、こうした場において実践される意識高揚は、外在的排除の質を含むものといえるかもしれない。

コミュニケーション的民主主義としての役割を果たすような実践として意識高揚が位置づけられるためには、そのあり方を参加者全員が絶えず見直していくような努力がつけねになされる必要がある。荒木菜穂は、2010年代以降の日本における「草の根のフェミニズム活動」において、意識高揚の歴史的な実践からの影響を指摘しており、特に「具体的な対話を行う場でのルール」を、「多様な事情を尊重する原則が反映されている」ような形で取り決める際に、こうした影響が反映されているのだと述べている〔荒木 (2018), 48〕。こうした「顔の見える場の対話」において、ヤングがコミュニケーション的民主主義における実践形態のひとつとして挙げた「挨拶」が交わされることをここで想起したい。挨拶は、その場を構成する者たちの差異をそれぞれが認識する機能を果たし、共有可能な立場を構築する足掛かりを提供するという点で、その後の論証を含む対話実践の方向性を規定しうるような力を有している。

一方で、意識高揚の実践は、グループ内の差異を参加者に認識させ、新たな問題の発見やより広い視座を通じた解決策の構築に寄与する可能性をも秘めている。福岡ともみは、被差別部落出身者として部落解放運動にかかわってきた女性たちによる、性差別および性暴力をテーマとした実践した意識高揚の事例を通じて、「差異を認めた連帯」の構築とともに「差別の序列化からの解放」がなされたことを述べている〔福岡 (2010), 253-259〕。この場に集まって対話を交わした女性たちは、被差別部落民としての差別に加え、家庭内での暴力や性被害にも晒されてきたいわゆる複合差別の経験を有している。部落差別こそがもっとも深刻な差別であると主張する部落解放運動の論理において、こうした被害は軽視されるのみならず、その訴えは「敵を利する者」「組織に混乱をもたらす厄介者」として、長らく封じられてきた〔Ibid, 256〕。だが、意識高揚を通じた部落差別の「外」にある女性たちとの暴力に関する物語の共有を通じて、彼女たちは「部落」に加

えて「女性」が集合的におかれる立場についても気づき、自身の複合的な状況を認識していった。このように、意識高揚は参加者に単なる「他者」のみならず「内なる他者」の存在にも気づかせ、不正義の是正に欠かせない構造的な認識の形成に寄与する場合がある¹¹。

ここまで、意識高揚の実践がコミュニケーション的民主主義の構想に結びついてきたことを確認した。ミシェル・ファーガソンが指摘するように、ヤングにおける意識高揚は、フェミニストとしてのヤングと政治理論および哲学研究者としてのヤングをつなぐ場として、民主主義という営みのもとに重要な役割を担っている [Ferguson, (2009), 53]。この点を踏まえつつ、次章でドライゼクやヒーリーによるヤングへの批判を再考する前に、意識高揚との連続性がみられる対話実践、すなわち自助グループについても検討する。

2. 自助グループの実践

現在知られている自助グループの活動は、1930年代にアメリカで自身のアルコール依存を認識する人びとによって開始されたものが基礎となっている。続いて、有効な薬物療法が存在していなかった依存症の分野で多くのグループが成立したが、現在では家族や生育環境にかかわるもの、ひきこもりなど社会的な状況に関するもの、さらにはそうした当事者の家族が集まることを目的とするようなものまで、多種多様なテーマを掲げるグループが活動している¹²。フェミニストにもこうした自助グループの活動を意識する者がおり、たとえばベル・フックスは意識高揚の実践を現代において再興させるにあたって、自助グループのミーティングが参考になるであろうことを示唆している [hooks (2000a), 8 = フックス (2020), 28-29]。

自助グループでも意識高揚の実践と同様に、物語の共有が行われる。「言いつばなし・聞きつばなし」という語で表現されるように、グループで行われるのはあくまで共有のみであり、価値判断や議論は目的とされない。相手の期待する語り方を先回りして採用するような機制を排するために、相槌や頷きといった非言語的な同意表現でさえ、ルールによって禁止されているような場も存在する [野口 (2018), 97]。したがって、何らかの結論を導いたり決定を行ったりすることも、こうした物語の共有からはなされない。

では、自助グループにおける対話からは何が生み出されるのだろうか。もちろん類似の状況や困難を経験する人びとが集うことで孤独感を和らげ、仲間がいるという感覚を得ること自体が重要である。だがそれだけでなく、対話を通じて参加者が「問題の外在化」を図っていくということも、自助グループにおける独特な機能である。問題の外在化とは、自身が抱えている問題の原因を自身の内面に

求めることをやめるとともに、集まって経験を語る人びとの背後に存在する共通の「ドミナントストーリー」の存在を認識することである〔野口（2018），100-102〕。問題の外在化によって参加者の内面で引き起こされる変化について、臨床社会学を専門とする野口裕二は以下のように述べている。

「外在化」のナラティブは、それまでとは明らかに異なる物語を創造する。自分の中の病理や欠陥が「問題」を生み出してきたという物語から、ある「問題」が自分を支配し振り回してきたという物語に代わる。主語が「ひと」から「問題」へと変わるのである。そして、こうした転換を経た後に、「問題に対抗する私」という新しい主語を持つ物語が始まる〔野口（2018），102〕。

野口はこうした転換が物語を他者と交換すること、すなわち経験とその語り「周囲の人びとに承認され共有されること」によってこそ、問題の外在化が可能となることに注意を促している〔野口（2018），105-106〕。たとえばアルコール依存をテーマとするグループに参加し、他者の物語を重ねて聴きとることによって、自分の意志の弱さによってアルコールの誘惑に負けたといった認識から、他者からのまなごしを内面化していわゆる「男性的」な振る舞いをしてしまったり、家庭内に閉じ込められ無力感や寂寥感を共有できないためにアルコールを求めてしまったりするという認識へ、問題の語り方を変容させられるようになる。意識高揚に続いて、集合的なプロセスの重要性をここでも強調することができる。

自助グループでは、抑圧された集団の人びとにおける物語の政治化だけでなく、特権的とされる集団の人びとが、自身と集団のあり方を見つめ直すために実践する場合もある。男性の生きづらさをテーマとした当事者研究グループである「ぼくらの非モテ研究会」を立ち上げた西井開は、問題の外在化という手法をグループの対話に意識的に取り入れつつ、参加者自身の悩みや傷つきを交換することによる経験の普遍化を通じ、規範や制度に巣食う問題の根を探れるようになることを論じている〔西井，（2021），37-39, 49-50〕。フックスは、社会の性差別的な構造から男性が被る傷つきが存在することを指摘し、そうした傷を自覚した男性たちによる社会変革を目的とした意識高揚の実践を支持したが〔hooks（2000a），73-75 = フックス（2017），107-110〕、彼女が参照するような実践と西井らの試みの目的や着地点が異なっているとしても、構造や状況への認識を新たにするという意義においては、近接していると言えるであろう。

このように、自助グループは社会の変革ではなく個人の生きづらさの緩和を目的としつつも、自身が抱える問題への認識枠組みを変容させることによって、その問題を社会化ないし政治化する機能を開くことになる。付言するならば、自助

グループにおいては他者からの操作的な振る舞いが極力排除されるようルールが設計される場合が多いため、グループ自体が政治的な性質を帯びるようになることはほとんどない。にもかかわらず、自助グループにおいて行われた物語の交換は、その参加者においてグループ実践とは別の場面での意見や行動のあり方を、これまでとは異なるものとする可能性があるのだといえる。

とはいえ、自助グループも意識高揚と同様に、あらゆる抑圧が完全に排除された場ではない。とりわけ、グループがなんらかの共通の経験や属性を参加資格としてはじめから設定している以上、その境界に位置づけられがちな人びとにとっては、語られる経験の質を他の参加者から疑われるような場面がありうる。たとえば武内今日子は、出生時に割り当てられたジェンダーとは異なるジェンダー様相 gender modality を生きる人びとのグループ実践に参加した人へのインタビューから、異性愛的な解釈枠組みが参加者同士の絆を形成するとされる場面において、「FtM¹³でゲイ」であるという表明や、そもそも他者への性的惹かれを持たないという表明、そしてそれらにかかわる経験の語りが困難となることを明らかにしている〔武内（2021），44〕。このような場合、表明される物語の背後に存在するドミナントストーリーの構築について、個々の参加者がより意識的になることが求められるとともに、武内が示唆するように、自己のうちのある側面において「語らなくて済む」ことができる場も、民主的な包摂を実現するうえで重要であろう¹⁴〔Ibid., 48〕。

意識高揚では、交差的な立場や状況において形成された個々の経験に基づく意見や、時には単なる感想のような言葉が、様々な形態で語られてきた。そうした場においてもある立場の人びとの声が等閑視されてしまった例もあるが、他方では、公的な場で十分に聞き届けられる言葉を持たず、自身を無力な存在だとみなしてきた人びとが、状況、構造、制度に対して抵抗するための力を得るプロセスとして、重要な役割を果たしてきた。また自助グループの実践においては、何らかの生きづらさを抱えて集まった人びとが、自身の内面ではなくそれを取り巻く状況にこそ問題があるという気づきを共同で発見していくことを通じて、自身の無力化に抗する姿勢を見出すとともに、グループの「外」における意見や行動の変容を期待することができる。

私見によれば、コミュニケーション的民主主義の構想が挨拶、レトリック、物語というコミュニケーションの形態を導入した背景には、こうした対話実践における意義を、政治理論の文脈において議論するという意図がある。先にファーガソンの言葉を引用したように、フェミニズムをはじめとする社会運動、あるいはいまだ集団や運動という形をとっていないような多様な問題の当事者の存在、視

座、意見まで、いかにして民主主義という枠組みで捉えるかということが、既存の熟議民主主義に包摂の理念を明示的に付け加えたヤングの民主主義の構想において賭けられているのである。

IV. 民主主義理論におけるコミュニケーション的民主主義の再位置づけ

以下でヤングの構想の再位置づけを試みる前に、彼女が民主的な討議を「闘争struggle」のプロセスと呼んでいたことを確認したい [Young (1990a), Chapter8; Young (2000), Chapter3; 山田 (2007), 154-155]。民主的討議の場は公正で平等であるわけではなく、社会に前もって存在する不正義がつねに入りこんでいる。挨拶、レトリック、物語の導入は、こうした場におけるコミュニケーションの形態を、民主主義理論において適切に位置づけようとする試みであった [Young (2001), 688-689]。これを踏まえて、先に挙げたドライゼクやヒーリーによるヤングへの批判的議論を再度検討する。

すでに確認したように、ドライゼクはヤングが提起したコミュニケーションの三形態を排除するわけではなく、あくまで中心となるのは論証であると主張しているに過ぎなかった。だが他方で、ヤングが提起した三形態はしばしば既存の不正義を強化しうるのに対し、論証はあらゆる不正義を問いに付すことができることを彼は強調した。このためドライゼクは、討議の場でレイシズムを含む言明や分離主義的な主張といった抑圧的な言説が表明されることを排除せず、前もってそれらを締め出すべきではないと論じている。それらは論証を通じて批判することが可能であり、またそれによって民主主義がさらに鍛えられると考えられているのである [Dryzek (2000), 168-169]。

本稿の議論から、ドライゼクはこうした状況においてすでに内在的排除が生じていることを見落としていると指摘できる。抑圧によって無力化されている人びとは、他の人びととの討議の場に現われることさえできないか、参加できたとしても発言を自身で抑え込んでしまうかもしれない。あるいは、抑圧的な言明が他の参加者に受け入れられているか許容されているような状況においては、その対象とされている人びとでさえ、そうした言明を自ら受け入れてしまう場合もある¹⁵。その場合、すでに討議に参加している他者からの批判や非難がなければ、抑圧的な言説は討議の場を占め続け、後から参入する人びともその影響を受けるであろう。

また、当事者以外による批判の提起によって、レイシズムなどの抑圧が悪であると共有されたとしても、それだけでは正義にかなった結果とはならない。ヤン

グが指摘したように、「自身のニーズを表明できること」を実現するための条件が剥奪されていたり弱められていたりする状況自体、不正義であるからである [Young (1990a), 34 = ヤング (2020), 48]。コミュニケーション的民主主義の構想においては、対話の場における制度的な条件の整備とともに、発言を厭う傾向にある参加者のエンパワメントもまた考慮されており、表現の形態がいかなるものであってもその言葉を聴き取ることが、全ての参加者に要請されている。だがレイシズムや分離主義は、そうした参加者を再び無力化させるものであるため、内容のみならずその表明および擁護もまた不正義であるといえる。ドライゼクが指摘したとおり、挨拶、レトリック、物語自体にこうした不正義の質が混入することもありうるが、そうであれば尚更、それらに対する対抗的な政治の幅も論証に限定しないことが求められてもよいはずであろう。

一方、ヒーリーの「対話的相互性」を導入した民主主義の構想では、あらゆる参加者の立場や視座の差異を敬意とともに認めることが要請されるとともに、討議の場である人びとの発言が全員に聴かれることによって、自身と状況の変容を目指すことが求められている。こうした非対称性と対称性の組み合わせこそが、彼の対話的相互性であった。既存の熟議民主主義の構想に対する批判的な姿勢に加え、ヤング自身も対称性の次元を軽視してはいないことから、一見すると彼の構想はヤングの立場に近いように思える。だが一方で、彼の想定では上記のような闘争の契機が失われているか、少なくとも弱められていることも指摘できる。ジェーン・マンスブリッジが指摘するように [Mansbridge (1999), 223]、正しい意思決定や判断へ向けた資源としての知や、社会の成員間の相互理解は、互いの尊敬から生み出されたり広まったりするとは限らず、そもそも尊敬や理解の対象とされてこなかった人びとによる怒りや困惑の表明から認識されるようになる場合があること、また実際にそのようにして一般に認識されてきた知が存在することが、真剣に捉えられるべきである。ヒーリーが主張したように、差異が尊重の対象とみなされるべきであることは論を待たない。だがそれ以前に、差異は憎悪の対象とされてきたし、今なおそうであり続けている [Young (1990a), Chapter5]。ジェンダー、セクシュアリティ、人種、少数民族、障害、貧困、国籍といった差異をまとうよう状況化された人びとの経験と、そうした人びとから発された言葉は、ヤングの民主主義の構想においては、社会の変革に向けた貴重な資源として扱われるよりも前に、そうした状況と困難自体を「他者」としての人びとが深く知り、不正義の縮減を実現するという目的に向けて聴き取られるべきものとして、捉えられるものである。

以上、ヤングがなぜコミュニケーション的民主主義の構想を必要としたか、そ

してその構想をどう捉えるべきであるかを、実際に行われてきた対話実践の例とともに検討した。コミュニケーション的民主主義は、包摂の実現によって、参加者が無力化された状況から解放され、自身の状況とニーズについて自ら語るができるようにする構想である。包摂自体が不正義の縮減として目的化されるのみならず、エンパワメントの実現によって人びとの政治参加が促進され、それに伴って正しい意思決定に向けた知の蓄積も進むことが期待されるであろう。なお、フェミニスト的視座から民主主義にアプローチする研究は他にも多く存在するが、それらのあいだでヤングの構想をどのように位置づけられるかという点は、今後別稿にて検討したい。

注

- 1 アン Dre・ベクティガーらは、現代政治学における熟議民主主義の理論について以下の2種類に分類する。タイプ1は、ユルゲン・ハーバーマスのコミュニケーション行為に関する理論を基礎とする、合理的な論証による合意形成の方法を探求する手続き主義的なもの、タイプ2は、タイプ1の問題点を指摘しつつ、多様な状況やコミュニケーション形態を考慮した民主主義の可能性を探求する帰結主義的なものである。ヤングは、本稿で取り上げるドライゼクや、下記注2で触れるエイミー・ガットマンとデニス・トンプソンらとともに、タイプ2の筆頭格として挙げられている。Bächtiger et al. (2010), 42-43を参照。なお、日本における議論としては田村 (2008)、田村編 (2010)、山本 (2021)などを参照。
- 2 『包摂と民主主義』に先立ち、ヤングは別の場所で、Gutmann and Thompson (1996)において提唱された熟議民主主義の3つの原理、すなわち相互性reciprocity、公開性、答責性accountabilityに含まれていないものとして、それらに加える形で包摂の原理を付け加える、という形で議論を行っている。Young (1999)を参照。
- 3 後述する意識高揚の実践でも、こうした「統合」の想定が問題になる。「女性は誰か」という想定が前もって存在するという対話や、「女性とは誰か」という問いへの一義的な結論を求める対話では、マイノリティとしての属性を有する人びとの声が反映されにくくなってしまう。Young (1990b), 8を参照。
- 4 ヤングは政治理論だけでなく、フェミニズムの観点から身体学的な把握を理論化した研究でも知られている。そのうちの一つである論考「少女のように投げる」では、「少女」としてまなざされる経験を重ねることによって、身体動作が規範的な「女の子らしさ」を帯びるように構築されていく過程について論じられている。Young (1990b), Chapter8を参照。
- 5 ヤングは社会運動の実践とレトリックの意義を繰り返し結び付けている。こうした議論を端緒として民主主義研究と社会運動研究の「統合」を展望する最近の研究に、安藤 (2020)がある。
- 6 2019年3月ごろに性暴力事件への無罪判決が相次いだことを受け、同年4月より東京をはじめとする全国で広がった街頭デモ。通行人や居住者への訴えを主眼とするのではなく、性暴力被害当事者が自身の経験を参加者へ向けて語り、共有しあうという形式に特色がある。その抗議は、暴力の加害者だけでなく、そうした経験を被害者に語らせない社会に対しても向けられた。フラワーデモ編 (2020)を参照。
- 7 こうした挨拶の性質に関連して、デシリール・H・メルトンは「政治的な受容acknowledgement」だけでなく「倫理的な受容」がなければ、ヤングの求めるような包摂は実現できないと指摘している。Melton (2014), 176-182を参照。
- 8 私見によれば、先に述べたドライゼクの立場は、民主主義とハラスメント概念の関係に関してこのような解釈をとるように思われる。
- 9 こうした場においては、まず何より「参加者の安心・安全」が第一に守られねばならないとする共通理解が形成されていることが多い。裏返せば、意識高揚や自助グループに参加する人びとは、日常や政治的場面においていつでも「安心・安全」に語ることができるという感覚を欠いていることが多いのである。小松 (2010), 88-94も参照。私見によれば、この点への実効的な対策を抜きにして対等な対話が可能である、あるいはなされるべきと論じる熟議民主主義の構想は、結局のところある人びとの抑圧を見過ごしており、さらに悪い場合には加担さえしていると言わざるを得ない。
- 10 アン・フィリップスは、フェミニストによる意識高揚の実践を例としつつ、「だれwho」が問題を発見しその解決へ向けたアイデアの発展を可能にさせたかということを明らかにすることが、不十分な包摂に留まっている社会においては重要になることもであると述べている。Phillips (1995), 70-71を参照。
- 11 ベル・フックスもまた、「女性たちに自らの内なる性差別主義を見つめ直す場を提供した」

ことを、フェミニズムにおける意識高揚の意義の一つに挙げている。hooks (2000b) 48を参照。また、ホセ・メディナは、ヤングもまたこうした類の「他者性 otherness」の肯定と祝福が女性運動およびフェミニズムに求められていると論じていたことに注意を促している。Medina (2014), 36-37を参照。

- 12 執筆時点において、筆者は横浜市の男女共同参画センターに職員として勤務しており、自助グループの支援業務にも携わった経験がある。このセンターでは、アルコール依存についてのグループであるAA (Alcoholics Anonymous)をはじめ、ギャンブルや薬物等の依存症からの回復を目指すグループ、発達障害や摂食障害等の症状と付き合う人びとのグループ、育児や介護の悩みを語るグループ、さらには非正規職で働くシングル女性や性暴力の被害経験を有する人びとが集うグループなどが活動している。
- 13 割り当てられた性である女性femaleから実践する性である男性maleへ移行する人を指す。
- 14 なお、自助グループの実践においては、語る順番が回ってきた際において「パス」を選択できるということが前もってルール化されている場合も多いことを付け加えたい。
- 15 ミランダ・フリッカーは、権力関係や言説の資源の不均衡などによって、自己の抑圧的な経験を不正義として語る術が奪われているような状況を「解釈的不正義 hermeneutical injustice」と呼ぶ。Flicker (2007) Chapter 7を参照。

参考文献

- Young, Iris Marion (1990a) *Justice and The Politics of Difference*, Princeton: Princeton University Press.／飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳、河村真実・山田祥子訳 (2020) 『正義と差異の政治』法政大学出版局。
- (1990b) *Throwing Like a Girl: And Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Indiana: Indiana University Press.
- (1997) *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton: Princeton University Press.
- (1999) “Justice, Inclusion, and Deliberative Democracy” Macedo, Stephen ed., *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, New York: Oxford University Press, 151-158.
- (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford: Oxford University Press.
- (2001) “Activist Challenge to Deliberative Democracy” *Political Theory*, 29-5 670-690.
- Bächtiger, André et al., (2010) “Disentangling Diversity in Deliberative Democracy: Competing Theories, Their Blind Spots and Complementarities”, *Journal of Political Philosophy*, 18 (1), pp.32-63.
- Dieleman, Susan (2015) “Epistemic Justice and Democratic Legitimacy”, *Hypatia*, 30 (4), 794-810.
- Dryzek, John S. (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford: Oxford University Press.
- Ferguson, Michaele (2009) “Resonance and Dissonance: The Role of Personal Experience in Iris Marion Young’s Feminist Phenomenology” Ferguson, Ann & Mechtilde Nagel eds. *Dancing with Iris*, New York: Oxford University Press.
- Fricke, Miranda (2007) *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*, New York: Oxford University Press.
- Gutmann, Amy and Denis Thompson (1996) *Democracy and Disagreement*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Hanisch, Carol (2006) “The Personal is Political with Explanatory Introduction”, <http://www.carolhanisch.org/CHwritings/PIP.html> (2021年9月23日閲覧)
- Healy, Paul (2011) “Rethinking Deliberative Democracy: From Deliberative Discourse to Transformative Dialogue”, *Philosophy and Social Criticism*, 37 (3), 295-311.
- hooks, bell (2000a) *Feminism Is for Everybody, Passionate Politics*, Cambridge, MA: South End Press.／堀田碧訳 (2020) 『フェミニズムはみんなのもの：情熱の政治学』エトセトラブックス。
- (2000b) *Feminist Theory: From Margin to Center (Second Edition)*, London: Pluto Press.
- Mansbridge, Jane (1999) “Everyday Talk in the Deliberative System” *Deliberative Politics*, 211-239.
- Medina, José (2014) “Communicative Democracy and solidarity Across Racial and Sexual Difference”, Vieten, Ulrike M. ed., *Revisiting Iris Marion Young on Normalisation, Inclusion and Democracy*, London: Palgrave Macmillan, 33-48.
- Meton, Desilée H. (2009) “Making Character Disposition Matter in Iris Marion Young’s Deliberative Theory”, *Dancing with Iris*, 173-182.
- Phillips, Anne (1995) *The Politics of Presence*, New York: Oxford University Press.

- 荒木菜穂 (2018) 「日本の草の根フェミニズムにおける『平場の組織論』と女性間の差異の調整」
 牟田和恵編 『架橋するフェミニズム：歴史・性・暴力』 37-51。
- 安藤丈将 (2020) 「社会運動研究と民主主義研究の再統合に向けて」『社会学研究』 104, 145-173。
- 河野貴代美 (2018) 『わたしを生きる知恵：80歳のフェミニストカウンセラーからあなたへ』
 三一書房。
- 栗原涼子 (2010) 「ニューヨークにおけるラディカルフェミニズムの運動と思想」昭和女子大
 学総合教育センター 『学苑』 835, 76-88。
- 小松明子 (2010) 「フェミニスト・グループアプローチ：意識覚醒グループ・自己尊重トレー
 ニング・自己主張トレーニング」井上摩耶子編 『フェミニストカウンセリングの実践』、
 世界思想社、84-104
- 武内今日子 (2021) 「恋愛的／性的惹かれをめぐる語りにくさの多層性：「男」「女」を自認し
 ない人々の語りを中心に」『現代思想』 49 (10)、青土社、39-49。
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由：民主主義の政治理論』 勁草書房。
- 田村哲樹編 (2010) 『政治の発見5：語る——熟議／対話の政治学』 風行社。
- 西井開 (2021) 『非モテからはじめる男性学』 集英社新書。
- 野口裕二 (2018) 『ナラティヴと共同性：自助グループ・当事者研究・オープンダイアログ』
 青土社。
- 福岡ともみ (2010) 「フェミニストカウンセリングの現場④ CRグループ：部落解放運動にか
 かわってきた女性たちの事例から」『フェミニストカウンセリングの実践』 245-262。
- フラワーデモ編 (2020) 『フラワーデモを記録する』 エトセトラボックス。
- 山田竜作 (2007) 「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論：『闘技』モデルと『熟議』モデ
 ルのあいだ」『年報政治学』 58 (1)、143-162。
- 山本圭 (2021) 『現代民主主義：指導者論から熟議、ポピュリズムまで』 中公新書。

Abstract

Rethinking Iris Marion Young's Conception of Communicative Democracy: Through Perspectives of Small Group Talk in Consciousness Raising and Peer Support Group

Hiroki YAMAGISHI

For scholars of contemporary political theory and activists against social injustice, deliberative democracy has been one of the main topics for past forty years. Iris Marion Young is often counted as a theorist who advocates this sort of democracy. However, when we look over her writings about political theory, social theory, philosophy and feminism broadly and carefully, we can notice that her challenges to existing conceptions and its premises of deliberative democracy are also important for her academic project against sexism, racism, ablism and other social injustice.

In this article, I examine Young's political theory about 'communicative democracy'. She argued that premises of 'argument' and 'unity' in conceptions of deliberative democracy caused exclusion of women, non-white, disabled persons, and other marginalized people. Instead, in addition to argument, She offered to introduce multiple modes of communication into democratic theory and acknowledged their use to exchange each member's perspective and lived experience in the public sphere. Because Young emphasized asymmetrical moments in political or private dialogues and relatively underestimated significance of shared understandings, some of the scholars of contemporary political theory criticized her conception. However, from perspectives of feminists, other activists and marginalized people living in unjust society, rather than ones of political theorists in ideal situation, Young's suggestion to improve democratic theory is still critical and significant. For example, small group talk of consciousness raising in the history of feminism, lesbian and gay and antiracist movement, which Young repeatedly referred in her discussions, much

contended modes and elements of communicative democracy. In addition, though their purposes are not political, dialogues in peer support group or self-help group, which aim to recover from addictions, mental disorders, anxiety and so on, has worthy implications of communicative democracy. Through not only ideal theoretical frame but also consideration to history and current practices of these group conversations, we can acknowledge and understanding some actual merits of Young's conception about democracy for reduction of social oppression and domination.